2025

JAF 公認●準国内競技

筑波チャレンジクラブマンレース
特別規則書

オーガナイザー
ビクトリーサークルクラブ(VICIC)

【大会公示】

筑波チャレンジクラブマンレースは、日本自動車連盟(JAF)公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、ならびに本大会特別規則書により準国内競技として開催される。

本特別規則書には、「筑波シリーズ規定」、「筑波サーキット４輪ー2025般競技規則書」、「筑波/富士スーパーFJ地方選手権シリーズ」、「N-ONE OWNER'S CUP特別規則」、「ロードスターパーティレース競技規則」、「Vitz Race in 筑波 競技規則」、「Audi A1 Fun Cup」、「Beetle FUN CUP」、「2025 JAFツーリングカー選手権ロードスター・パーティレースⅢ ジャパンツアーシリーズ第7戦」が含まれる。

本特別規則書は前記各団体の共通規定が優先され、またN-ONE OWNER'S CUPには別途特別規則が発行される。

第1条　競技会名称

筑波チャレンジクラブマンレース 第1戦
筑波チャレンジクラブマンレース 第2戦
筑波チャレンジクラブマンレース 第3戦
筑波チャレンジクラブマンレース 第4戦

第2条　開催日程及び主催者

第1戦　3月22~23日
第2戦　6月7~8日
第3戦　7月26~27日
第4戦 10月25~26日

主催：ビクトリーサークルクラブ（VICIC）
代表　今宮　眞
〒250-0012 神奈川県小田原市本町4-3-43
事務局 0550（78）0128

第3条　大会組織

	第1戦	第2戦	第3戦	第4戦
組織委員長	今宮 眞	今宮 眞	今宮 眞	今宮 眞
組織委員	藤井 穂高	藤井 穂高	藤井 穂高	栗下 定行
審査委員長	関根 基司	関根 基司	関根 基司	関根 基司
事務局長	畑山 和樹	畑山 和樹	畑山 和樹	藤井 穂高
競技長	朝倉 敬一	朝倉 敬一	朝倉 敬一	朝倉 敬一

その他競技役員は公式通知に示す

第4条　開催場所

筑波サーキット コース2000（2,045m）
茨城県下妻市村岡乙159
0296（43）3146

第5条　参加申込受付期間及び受付方法

1．参加申込と受付期間

第1戦　2/16~3/2
第2戦　5/4~5/18
第3戦　6/22~7/6
第4戦　9/21~10/5

「Audi A1 Fun Cup」、「N-ONE OWNER'S CUP」、「ロードスターパーティレース」は、各協会に申し込むものとする。

2．受付方法

Webの申込となります。
QRコードよりWEBのフォームに記入して申込。

3．提出書類など

① 参加申込書（参加確認時に提出）
② 車両仕様書（参加確認時に提出）
③ 受理書（参加確認時に提出）
※①と②はVICICホームページよりダウンロードしてください。

4．受理または拒否の通知

参加申込の受付締切後に、申し込み者宛に正式受理または拒否の通知書を発送する。
参加を拒否されたエントラントに対しては、参加料金を返却する。

5．車名の登録（ネーミング）

筑波サーキット４輪一般競技規則書　第13条（参加車両名称）に準ずる。

第6条　エントリーの取消

参加申込期間を経過してからのエントリーの取消に関しては、参加料は返却されないものとする。

第7条　開催種目とレース距離

種目	周回数	完走周回	決勝 出場台数	1戦	2戦	3戦	4戦
スーパーFJ	18周	16周	30台	○		○	○
TTC1600	15周	10周	30台	○		○	○
TTC1500	15周	10周	30台	○		○	○
TTC1400	15周	10周	30台	○	○	○	○
VITA	15周	10周	30台	○		○	○
Vitz Race In 筑波	15周	10周	30台	○		○	○
Audi A1 Fun Cup Beetle Fun Cup	15周	10周	30台		○		
N-ONE OWNER'S CUP	N-ONEシリーズ規則書に準ずる				○		
ロードスター パーティレース	ロードスターパーティレースの規則書に準ずる					○	○

第8条　参加資格

1．　参加者

筑波シリーズ規定ならびに各シリーズ規定に準ずる。

2．　ドライバー

① スーパーFJ、筑波ツーリングカー、Audi A1 Fun Cup、Beetle Fun Cup、Vitz Race in 筑波
筑波シリーズ規定に準ずる。

② 「ロードスター パーティレース」、「N-ONE OWNER'S CUP」、「Audi A1 Fun Cup Series」
各シリーズ規則書に準ずる。

第9条 参加料金

各レースとも、1台につき次の通りとする。

スーパーFJ	48,400円（税込）
ツーリングカー(TTC)	48,400円（税込）
Audi A1 Fun Cup、Beetle Fun Cup	85,000円（税込）

Vitz Race in 筑波	48,400円（税込）
N-ONE OWNER'S CUP	各シリーズの公示を参照のこと
ロードスター パーティレース	各シリーズの公示を参照のこと

第10条 保険料

ドライバーは900万円以上、ピットクルーは400万円以上の有効な保険に加入しなくてはならない。既に有効な保険に加入済の場合はその旨、参加申込書の「保険加入済申告書」欄に申告するものとし、加入保険金額がこれに満たない場合、その不足分につき必ず保険に加入しなければならない。加入済申告書は、参加申込時に参加申込書により行うものとする。

不足加入における加入保険料は次の通りとする。

ドライバー／ピットクルー・・・・・・・・・・・・・各々1,500円

（JMRC関東見舞金制度ワンイベント加入となります。

※JMRC関東及び筑波モータースポーツ共済会に加入している場合は、その旨、申告すること。

※保険金の支払はJMRC関東見舞金制度支払方法または、筑波共済会の支払い方法に基づく。

第11条 参加車両

1. スーパーFJ・筑波ツーリングカーシリーズ

   筑波シリーズ規定に準ずる。

2. Audi A1 Fun Cup、Beetle Fun Cup

   別紙 Audi A1 Fun Cup Technical Regulations及びBeetle Fun Cup technical Regulationsに準ずる。

3. Vitz Race in 筑波

   別紙 Vitz Race in 筑波 競技規則に準ずる。

第12条 筑波ツーリングカーとAudi A1 Fun Cup Series、Vitz Race in 筑波について

筑波ツーリングカーとAudi A1 Fun Cup、Beetle Fun Cup、Vitz Race in 筑波(以下A1/Vitzと称す)の同時開催時において、それぞれの参加台数が少ない場合は公式予選・決勝とも混走にて行う。

混走の場合、決勝レースのスタートグリッドは前方グリッドに筑波ツーリングカークラスを配列し、その後方に２グリッド空けてA1/Vitzクラスをそれぞれ公式予選結果に基づき配列する。 なお、A1/Vitzクラス公式予選最上位グリッドは筑波ツーリングカークラスに続く右側とし、筑波ツーリングカークラス決勝出走台数が奇数の場合は、３グリッド空ける。

第13条 公式予選

参加ドライバーは、定められた公式予選に参加しなければならない。

1. 使用車両
   公式予選に使用できる車両は、公式車両検査に合格した車両に限られる。
2. 予選方式
   タイムトライアル方式とし、ドライバーは公式通知に定められる公式予選時間内に計時記録を受けなければならない。予選走行に関する諸規則は、全て決勝レースと同様とする。
3. 公式予選通過基準タイム
   公式予選結果の上位三台のベストラップタイムを平均したものに130%を乗じたものを公式予選通過基準タイムとする。但し、この基準タイムは天候その他の状況の変化により変更されることがある。
4. 予選通過台数が、最大認定出場台数に満たなかった場合、競技会審査委員会は、不可抗力によって上記の予選通過基準タイムを達成しなかったドライバーに対し、決勝レース出場を認めることが出来る。但し、次の場合に限りスタートが許される。
   A) すでに予選を通過した車両が除外されないこと。
   B) それらのドライバーによってあらゆる安全事項（サーキット知識等）について保証されていること。

   前記車両は、スターティンググリッドの後部よりスタートするものとする。

第14条 JAF選手権レース完走周回数

JAF選手権レースにおいては、優勝者が走行した周回数の90%（小数点以下切り捨て）以上の周回数を走行したドライバーのみ完走と認められる。

第15条 賞典

各レース種目の大会賞典は、次の通りとする。

1. スーパーFJ
   筑波シリーズ規定に規定された通りとする。
2. ツーリングカー
   優勝～6位まで 主催者賞／優勝～3位 JAFメダル
3. Audi A1 Fun Cup、Beetle Fun Cup、Vitz Race in 筑波
   優勝～最大6位まで（参加台数により変動）
4. ロードスター パーティレース
   ロードスター パーティレースシリーズ規定に準ずる
5. N-ONE OWNER'S CUP
   N-ONE OWNER'S CUP Series 規定に準ずる

第16条 賞典の制限

筑波シリーズ規定に準ずる。

第17条 ピットレーン速度制限

ピットレーンを走行する際定められた区間は必ず40km/h以下を厳守すること。

第18条 ペナルティ

1. レース中の違反（反則スタート含む）により、ペナルティストップが決定された場合、スタートライン前方のフラッグタワー付近にて「PENALTY」もしくは「Ｐ」（ペナルティーストップ）及びD（ドライブスルー）と表記したボード、とカーナンバーが提示される。
2. ペナルティストップエリアは、ピットロード出口右側に白線によって停車スペースを表示。
3. 車両がペナルティストップエリアに停止したら、前方のカウントダウンタイマーにてペナルティ時間を表示する。
4. ドライブスルーはピットロードを通過しコースインする。
5. ペナルティストップの指示によりピットインした車両は、ピットロードを40km/h以下で走行し、直接ペナルティストップエリアに停止すること。 ドライブスルーの指示によりピットに入る車両はピットロードを40km/h以下で走行し、ピットエンドよりコースに合流すること。 たまたまこのとき自チームの作業エリアに停止してしまった場合、ペナルティストップ及びドライブスルーは実施されず、再度ピットインしてペナルティの罰則を受けること。なお、ペナルティー提示後通告後3周以内にピットインすること。
6. タイムペナルティ

   決勝結果に対し、以下のタイム加算を行う。

   ①５秒加算（Ｔ５）

   ②１０秒加算（Ｔ１０）

第19条　車載カメラ

車載カメラの搭載に関しては筑波サーキット４輪一般競技規則書に則り確実な方法で取り付けられなければならない。 なお車載カメラによる映像は自己のドライビングスキル向上のためのみに用いられるものとし、競技の判定には採用されない。

第20条　無線装置

競技車両とピット/チーム間の無線装置使用は禁止される。ただし競技車両のドライバーとピットのピットクルーとの通話の目的に携帯電話の使用のみが認められる。この際はドライビングに支障のないハンズフリー機能等を有した機器を使用し、車両に安全かつ確実に携帯電話本体ならびにハンズフリー装置等の周辺装置などが取り付けられていることを車両検査の際に車検担当オフィシャルに示し、確認を受けなければならない。なお、ヘルメットへの一切の加工は禁止される。

本規則は2025年2月1日より施行される。

以上